

令和8年度漏水調査業務委託仕様書

周南市上下水道局 水道工務課

第1章 総則

1-1 基準

この仕様書は、周南市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度漏水調査業務委託」に適用する。

1-2 義務

本業務の遂行にあたって受注者は発注者と打ち合わせ・協議・申請等において綿密な連携をとり、業務を遅滞なく完了させなければならない。

1-3 法令等の解釈

本業務に関しては、関係する諸法規及び規格等に準拠して調査を実施しなければならない。

1-4 疑義の解釈

業務中における疑義等の解釈については、発注者と受注者双方にて協議し合意のもとに解決するものとする。

1-5 秘密の保持

受注者は、業務中に知り得た発注者固有の秘密に関しては許可なく第三者にその内容を漏らしてはならない。

1-6 貸与資料の扱い

受注者は業務に関して発注者より貸与される資料類については、丁寧に取り扱い紛失・破損等に注意し、使用後は直ちに発注者に返却しなければならない。また、発注者の許可なくみだりに複製・他への公開・第三者への貸与等を禁止する。

1-7 契約内容の変更

業務進行中に発生する契約内容の変更については、その都度、発注者と受注者が協議の上、解決を図るものとする。

1-8 保安面及び事故対策

作業中における保安対策については、事前にその方法等について受注者は発注者の承認を得なければならない。

また、作業中に事故等が発生した場合には、直ちに必要な処置を施しその原因、および、経過等について発注者に報告しなければならない。

1-9 従事技術者

受注者は業務の着手に先立ち、管理技術者、照査技術者、技術者の経歴書を発注者に提出し承認を得なければならない。

特に、管理技術者は水道全般の業務に関する知識・経験が豊富なものを選任するとともに、従事技術者全員が善良かつ秩序正しいものをあてなければならない。

1-10 作業心得

受注者は作業中において発注者の定める身分証明書を常時携帯し、市民等からの問い合わせに速やかに対応できるよう心掛けなければならない。

1-11 提出書類等

受注者は業務の期間中において、次の書類を発注者に提出し承認を得なければならない。

①作業着手時

- ・業務計画書（作業概要、現場組織、作業計画、安全計画、使用する機器等）
- ・工程表
- ・技術者経歴書
- ・着手届

②作業期間中

- ・作業日報
- ・協議事項議事録（協議を行った場合）
- ・承認申請書（必要がある場合）

③作業完了時

- ・竣工届（業務完了通知書、身分証明書返却届）
- ・調査報告書

第2章 漏水調査業務

2-1 調査概要

本業務は、周南市内の管路を対象に路面音聴調査で業務を実施するものである。

①作業計画作成	20.8km
②現場下見調査	20.8km
③路面音聴調査	20.8km
④漏水確認調査	20.8km
⑤報告書作成	20.8km

2-2 調査技術者

(1) 業務従事者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

①調査技師（測量技師）

漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者。

②調査助手（測量助手）

漏水調査及び管路探知等の作業について、調査主任技師または調査技師の指示に従って作業を行う能力を有する者。

(2) 受注者は履行期間内に業務が完了するよう調査技術者を配置しなければならない。

2-3 調査業務計画

受注者は、下記内容を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 使用する機器の種類、名称、型式、製造番号、性能及び使用する機器の性能を保障するメーカーの検査試験成績書
- (2) 作業概要
- (3) 作業の班編成とその内容及び責任者
- (4) 作業計画
- (5) その他参考となる事項

2-4 調査内容

今回の調査は、調査対象地区内の漏水の早期発見を目的とする。

(1) 作業計画

配管図及び、資料等を基に調査対象地区における工区割等を検討し、作業工程の作成を行う。必要事項について監督員と協議打ち合わせをし、承諾を得る。

(2) 現場下見調査

作業工程表に基づいて現地にて下見を行い、作業の安全性と円滑化を図る。

(3) 路面音聴調査

選別された配水管路上を管路図及び過去の漏水データより十分検討し、漏水探知器により路面上から音聴調査を行う。

(4) 漏水確認調査

- ①漏水箇所特定が困難な場合及び、ボーリング作業の際他の埋設物を破損する恐れのある場合は、監督員との協議をもって適切な対策を講じること。
- ②確認作業が宅地内の場合、監督員に報告し対応を協議すること。
- ③付近の側溝、下水道管路に異常な流水があれば残留塩素反応等の確認措置を行い報告すること。
- ④確認調査にて生じたボーリングの穴は、監督員と協議し適切な方法でボーリング箇所を補修すること。

(5) 報告（日報の提出）

調査にて得られた各種データを整理・分析し業務報告書を作成し、早期に提出すること。

第3章 委託期間

3-1 委託期間および成果品提出先

本業務の期間は、契約締結日から業務完了迄とし、成果品は周南市上下水道局水道工務課へ納入すること。

3-2 責任範囲

本業務の委託期間内において調査対象地区に異常が発生した場合、第1章1-7・1-8に準じて調査を行うこととする。

3-3 成果品

「令和8年度漏水調査業務委託」の成果品は以下のものとする。

なお、その他の参考となる事項については受注者の任意とするが、監督員と協議の上記載すること。

(1) 調査報告

- ・調査概要、方法、使用機器
- ・その他調査内容に関すること

(2) 結果報告

- ・漏水箇所一覧表
- ・漏水分布図
- ・漏水箇所位置図
- ・漏水確認調査位置図
- ・その他調査結果に関すること

(3) 集計・分析

- ・漏水箇所別集計分析
- ・管種、原因別集計分析
- ・各種集計、分析結果のまとめ
- ・考察
- ・その他集計分析に関すること

(4) 報告書 1部

- ・調査分析報告書（漏水分布図等）
- ・漏水調査票
- ・現場写真帳
- ・実施工程表
- ・作業日報